

○消防庁告示第二十一号

消防法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第二百二十三号）の施行に伴い、並びに消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二条の三第六項、第三十一条の六第六項、第七項第十号及び第八項第六号並びに第三十一条の七第二項において準用する同令第一条の四第十項の規定に基づき、昭和六十二年消防庁告示第一号（防火管理に関する講習の実施細目を定める件）等の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十五日

消防庁長官 横田 真二

第一条 昭和六十二年消防庁告示第一号（防火管理に関する講習の実施細目を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | | | | | |
|---|---|---------------------|----------------|---|------|
| 改正後 | <p style="text-align: center;">第二 講習事項の一部免除</p> <p>甲種防火管理新規講習については、第一の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">講習事項の一部を免除することができる者</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">免除することができる講習事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第七項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者 </td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </table> | 講習事項の一部を免除することができる者 | 免除することができる講習事項 | 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第七項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者 | 〔略〕 |
| 講習事項の一部を免除することができる者 | 免除することができる講習事項 | | | | |
| 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第七項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者 | 〔略〕 | | | | |
| 改正前 | <p style="text-align: center;">第二 講習事項の一部免除</p> <p style="text-align: center;">〔同上〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">講習事項の一部を免除することができる者</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">免除することができる講習事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第六項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者 </td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">〔同上〕</td> </tr> </table> | 講習事項の一部を免除することができる者 | 免除することができる講習事項 | 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第六項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者 | 〔同上〕 |
| 講習事項の一部を免除することができる者 | 免除することができる講習事項 | | | | |
| 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第六項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者 | 〔同上〕 | | | | |

備考 表中の「」の記載は注記である。

第二条 平成十二年消防庁告示第十一号（消防法施行規則第三十一条の六第五項第十号に規定する同項第一号から第九号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|-----|---|
| 改正後 | <p>消防法施行規則第三十一条の六第七項第十号に規定する同項第一号から第九号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者は、次の各号に掲げる者とする。</p> |
| 改正前 | <p>消防法施行規則第三十一条の六第五項第十号に規定する同項第一号から第九号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者は、次の各号に掲げる者とする。</p> |

第三条 平成十二年消防庁告示第十四号（消防法施行規則第三十一条の六第七項第六号の期間を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|-----|--|
| 改正後 | <p>第一 期間 消防法施行規則第三十一条の六第八項第六号の期間（以下「期間」という。）は、次のとおりとする。 「二・二 略」</p> |
| 改正前 | <p>第一 期間 消防法施行規則第三十一条の六第七項第六号の期間（以下「期間」という。）は、次のとおりとする。 「二・二 同上」</p> |

第四条 平成十六年消防庁告示第十号（消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|-----|---|
| 改正後 | <p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十一条の六第六項の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者（以下「消防設備士」という。）又は総務大臣が認める資格を有する者（以下「消防設備点検資格者」という。）が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は次のとおりとする。</p> |
| 改正前 | <p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十一条の六第五項の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者（以下「消防設備士」という。）又は総務大臣が認める資格を有する者（以下「消防設備点検資格者」という。）が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は次のとおりとする。</p> |

第五条 平成十六年消防庁告示第十八号（消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | | | | | |
|---------------------|---|---------------------|----------------|------|------|
| 改正後 | <p>第二 講習の対象</p> <p>講習は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十一条の六第七項各号のいずれかに該当する者を対象とするものとする。</p> <p>第四 講習科目の一部免除</p> <p>一 特種の講習については、第三一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる講習科目を免除することができるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="821 224 1380 1097"> <tr> <td data-bbox="1061 224 1380 672">講習事項の一部を免除することができる者</td> <td data-bbox="1061 672 1380 1097">免除することができる講習事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 224 1061 672">〔略〕</td> <td data-bbox="821 672 1061 1097">〔略〕</td> </tr> </table> | 講習事項の一部を免除することができる者 | 免除することができる講習事項 | 〔略〕 | 〔略〕 |
| 講習事項の一部を免除することができる者 | 免除することができる講習事項 | | | | |
| 〔略〕 | 〔略〕 | | | | |
| 改正前 | <p>第二 講習の対象</p> <p>講習は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十一条の六第六項各号のいずれかに該当する者を対象とするものとする。</p> <p>第四 講習科目の一部免除</p> <p>一 〔同上〕</p> <table border="1" data-bbox="821 1153 1380 2027"> <tr> <td data-bbox="1061 1153 1380 1601">講習事項の一部を免除することができる者</td> <td data-bbox="1061 1601 1380 2027">免除することができる講習事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 1153 1061 1601">〔同上〕</td> <td data-bbox="821 1601 1061 2027">〔同上〕</td> </tr> </table> | 講習事項の一部を免除することができる者 | 免除することができる講習事項 | 〔同上〕 | 〔同上〕 |
| 講習事項の一部を免除することができる者 | 免除することができる講習事項 | | | | |
| 〔同上〕 | 〔同上〕 | | | | |

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第二百二十三号）の施行の日（令和二年十二月二十五日）から施行する。